

景観形成重点区域（宍粟市山崎町山崎地区）

【概要】

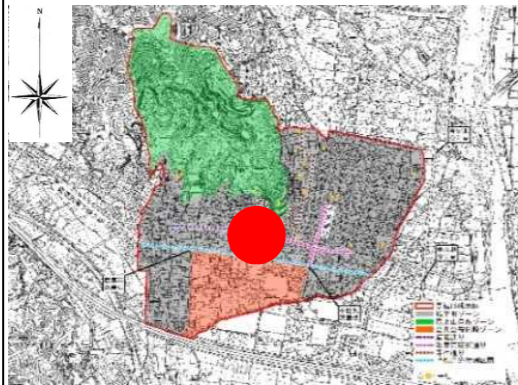
山崎町山崎地区は、宍粟市の中心地として古くから栄えてきた地区である。16世紀末頃から商業の町として最上山の南麓に町場が形成され、その後、城下町へと発展した。それを基盤に林業や揖保川舟運などで繁栄し、経済・交通・政治の拠点として、重要な役割を果たしてきた。今もなお、武家地や町人地の町割りや鍵の手型の道路など城下町の面影が残っている。

ビューポイント（視点場）は、県景観形成重要建造物「本家門前屋」前にある。この辺りは江戸中期には酒造業で隆盛を極めた地区で、面する通りには、老松酒造や山陽盃酒造などの造り酒屋が建ち並ぶことから、「酒蔵通り」と言われている。

【位置図】



【景観形成地区図】



【景観形成重点区域内にある建築物等の状況】



周辺の景観に合わせた薬局



景観形成重要建造物



周辺の景観に合わせた自動販売機

【景観形成重点基準（案）】

(1) 建築物に関する基準

壁面の位置	隣接する建築物との連続性を確保する。
高さ	階数は2階以下とする。
屋根・庇	・屋根は和瓦葺きとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。 ・1階には軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。
外壁	通りから見える壁面は、漆喰塗り又は板張りとする。
建具	通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とする。
外構	門・塀を設置するなど町並みの連続性を確保し和風意匠とする。
掲出物	城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする

(2) 自動販売機に関する基準

位置	隣接する建築物の壁面から突出しないこととする。
意匠	企業名、商品名等の広告の控え周辺景観との調和を図る。
色彩	建築物に付帯する場合は、建築物と同系色とし、それ以外は周辺景観と調和を図る。
その他	覆い、囲い、ごみ箱などの付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩を周辺景観と調和を図る。

(3) 広告物等に関する基準

高さ	突出感等を周囲に与えない意匠とする。
色彩	色彩は「建築物」の基準に準じる

【視点場（ビューポイント）】

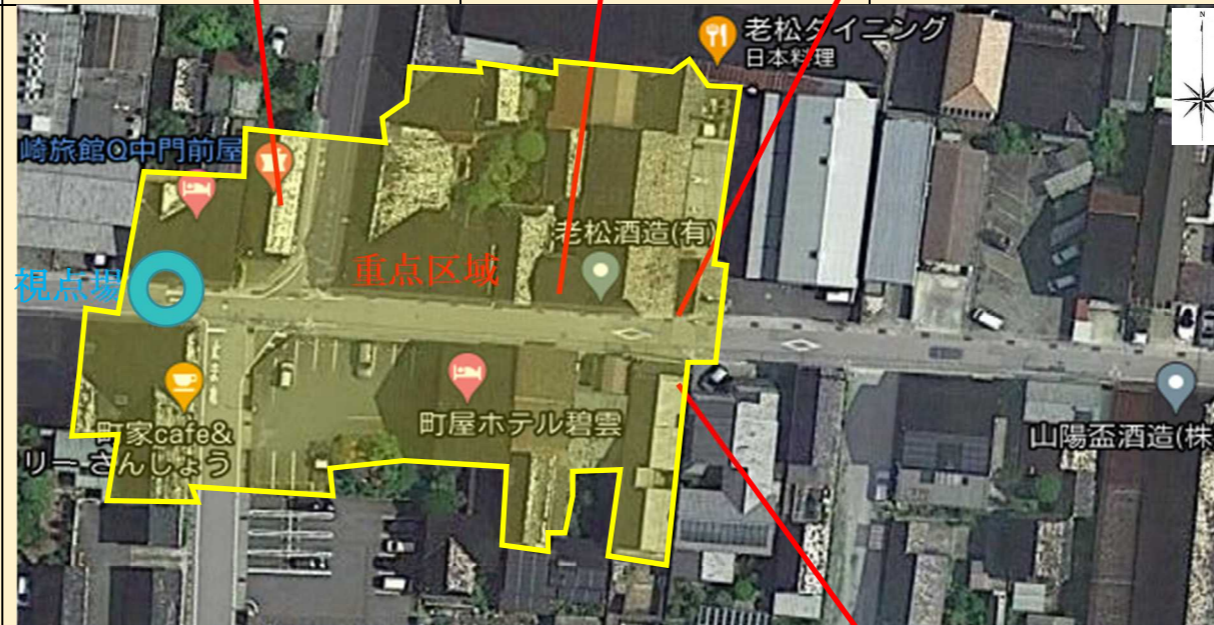
（県景観形成重要建造物「本家門前屋」前）



景観形成重要建造物 【本家門前屋】
【中門前屋】

【見える景観】

陣屋の周囲に武家屋敷が配置され、外周の町家を含めて城下町として発展し、新町は町人街として栄えた。3軒の酒蔵「本家門前屋」「老松酒造」「山陽盃酒造」はH22年に「中門前屋」はH30年に「景観形成重要建造物」に指定されている。



（注）対象は、原則、当該通りに面する建築物等とする



（板塀等へ改修）



（意匠・材料等）の配慮



視点場から見えない建築物は対象としない